

## VG Bild-Kunst v Stiftung Preußischer Kulturbesitz 事件 欧州司法裁判所判決

### 欧州司法裁判所の判断が求められた事項(先決付託事項)

「ある著作物——権利者の同意を得て、自由にアクセスできるウェブサイトで利用可能な状態の著作物——をフレーミングの手段で第三者のウェブサイトに埋め込むことは、それによってフレーミングに対抗するために権利者が採用した（又は権利者が義務づけた）保護手段を回避する場合、情報社会指令 3 条 1 項の意味における著作物の公衆への伝達に該当するか」

### 欧州司法裁判所の判断

「ウェブサイトにおいて、著作権者の許諾を得て公衆が自由にアクセス可能となっている著作物を、フレーミングの技術によって、第三者のウェブサイトのページに埋め込むことは、当該埋め込みが、フレーミングから保護するために、著作権者が自ら採用した（又は著作権者が義務づけた）手段を回避することになる場合、情報社会指令 3 条 1 項の意味における公衆への伝達に該当することを意味するものとして、同規定は解釈されなければならない。」

### 簡単な補足

【1】 情報社会指令において、著作物を公衆に対して送信する行為は、公衆への伝達権の対象となる。

欧州司法裁判所の判例によれば、現に行われている著作物の公衆への送信（以下、一次送信）を、（一次送信の送信者以外の）第三者が公衆に二次的に送信する行為（以下、二次送信）は、一次送信が権利者の許諾を得て行われているときは、

- ① 一次送信と異なる技術的手段で二次送信を行う場合  
（例： 放送を受信して有線放送する場合）
- ② 一次送信の際に受信者として考慮されていなかった公衆、すなわち追加的公衆に対して二次送信を行う場合  
（例： A地域限定の送信を受信して、B地域に送信するような場合）

のいずれかの場合に限って、公衆への伝達権の対象となり、権利者の許諾が必要となる。逆に言うと、①または②のいずれでもない場合は、公衆への伝達権の対象とはならず、当然著作権者の許諾は不要である。

【2】 情報社会指令において、著作物を、公衆である受信者に利用可能な状態にすることは、送信行為に含まれ、公衆への伝達権の対象となる。

欧州司法裁判所の判例によれば、インターネット上で公開されている著作物にリンクを張る行為は、利用可能化であり、送信行為に含まれる。

【3】 著作物がインターネット上で公開されているということは、イコール、現に著作物の公衆への送信（一次送信）が行われているのに他ならないから、それにリンクを張る行為はその二次送信にあたる。とすると、著作物のインターネット上への公開が権利者の許諾を得て行われている場合、それに第三者がリンクを張る行為について、著作権者の許諾が必要となるか否かは、【1】 であげた①または②の場合のいずれかに該当するか、それともいずれにも該当しないかによって判断することになる。

【4】 この点、前記一次送信も二次送信も、いずれも同じインターネットという技術を用いて行われるから、①に該当することはない。

②については、場合分けして考える必要がある。仮に、著作物が、web サイト上で、誰でも自由に利用可能な状態で公開されている場合は、web サイト上への公開（＝一次送信）の際に、全てのインターネットユーザーが受信者として考慮されていたことになり、そこにはリンクによって著作物にたどり着く者も含まれるから、追加的公衆はいないことになり、②に該当することはない。

一方で、インターネット上への公開時に、何らかの技術的手段で、受信者を限定するアクセス制限が行われていた場合、リンクによって前記受信者以外の者が著作物にたどり着くことが可能になるならば（例：著作物が公開されたオリジナルの web サイト上では、契約者以外閲覧できないように、パスワードによるアクセス制限が行われているのに、リンクを経ることで、契約者以外も閲覧可能となるような状況）、それらの者は追加的公衆に他ならないから、②に該当することになり、その場合、リンクを張る者は、公衆伝達権に関する許諾を著作権者から得なければならない。

【5】 本件では、著作権者の許諾を得て、ライセンサーが自らの web サイト上に著作物を公開する際に、当該著作物がフレーミング技術によって第三者のサイトに埋め込み表示されないようにする技術的手段を、著作権者の指示で実装している場合に、そのような技術的手段を回避して、フレーミング技術によって第三者のサイトに埋め込み表示することが、公衆への伝達権の侵害となるか否かが問題となった。

フレーミング技術は、インラインリンク技術の一種であり、つまりはリンクの一種である。とすると、一見する限り、本件は【4】のアクセス制限の事例に似ているように思うかも知れないが、そこには根本的な違いがある。

【4】のアクセス制限の事例は、オリジナルの web サイトの閲覧者のうち、契約者のみが著作物にアクセスできるようにする技術的制限が施されている。一方、本件の場合、オリジナルの web サイトの閲覧者は誰でも著作物にアクセスできるのに対して、第三者のサイトからフレーミング（＝インラインリンク）技術を利用して著作物にアクセスする閲覧者を排除する技術的手段が採用されている。つまり、後者の場合、オリジナルの web サ

イトを直接訪れさえすれば、誰でも著作物にアクセスできるわけであり、その点だけに注目すれば、むしろ【4】の自由に利用可能な事例（つまり、全てのインターネットユーザーが受信者として考慮されており、追加的公衆が存在しない事例）といえるようにも思われるのである。

【6】 しかしながら、本判決は、フレーミングを防止する技術的手段を実装している場合、オリジナルの web サイトに公開する時点で著作権者が想定していたのは、当該サイトを直接訪れる者だけであり、第三者のサイトからフレーミング技術を用いて訪れる者は含まれていない、つまりそれらの者は追加的公衆に当たるとして、公衆への伝達権が及ぶ行為であると認めたものである。

本判決は、追加的公衆の概念をかなり緩く解釈したと言える。追加的公衆概念の拡大は、公衆への伝達権が及ぶ範囲を拡大する。本判決が与える影響が注目されよう。

以上